

下水道管路施設における長期包括契約方式の試行的導入について

1 長期包括契約方式について

長期包括契約方式（包括的民間委託）とは

：現状、単年度で個別に契約していた業務等について、複数業務等を一括して複数年契約する方式のこと

- ・老朽化対策事業の増大や技術系職員の不足、事業の効率的な実施等に対応するため、「長期包括契約方式」を導入する自治体が増加している。

〈参考〉他自治体導入状況（令和2年4月時点） 管路施設：26自治体

※ 多くの自治体では、地元の清掃業者・施工業者やコンサルタント等により構成された共同企業体（JV）が受注している。



図1 長期包括契約方式のイメージ

2 現状と課題

- ・本市は、昭和27年に下水道事業に着手、昭和62年に普及率100%を達成したが、昭和40～50年代にかけて集中的に整備したため、標準耐用年数（50年）を経過する管きよが、今後、急激に増加する。
- ・下水道ストックマネジメント計画(令和元年11月)に基づき、優先順位等を定めて事業推進しているが、今後、管きよの修繕・改築等の事業量・事業費の増加が見込まれている。

（令和2～5年度：約3億円⇒令和6年度：約5億円）

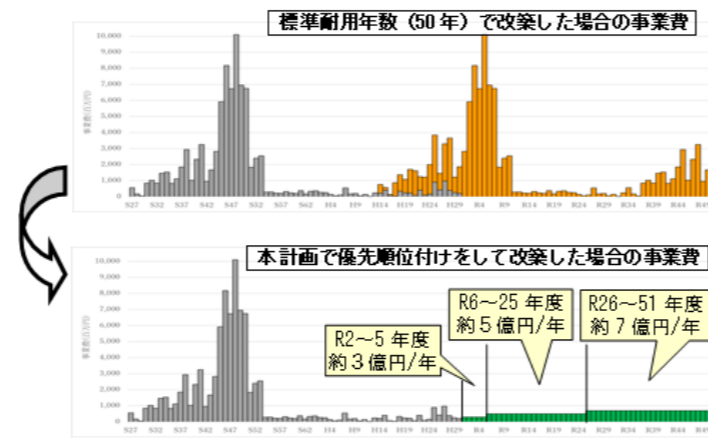


図2 改築事業費の縮減・平準化（下水道ストックマネジメント計画より）

課題

○増加する事業量に対応する執行体制の確保

- ・現状の体制では、今後の老朽化対策等の事業量増加に対応できないため、民間事業者のノウハウを活用するなど、安定的な執行体制の確保が求められている。

○効率的な事業運営による経営の安定化

- ・増加する事業費に対し、公営企業として、更なる効率的な事業運営による経営安定化が求められている。

3 本市の下水道事業における長期包括契約方式の導入効果

本市での長期包括契約方式の導入可能性を検討するため、令和2年度に、対象業務等の整理、事例調査及び導入効果等について検討を実施した。検討の結果、以下の効果が期待されることから、本市下水道事業において、長期包括契約方式の導入を進める。

期待される導入効果

- 1) 執行体制の安定化：民間事業者を含め、維持管理・老朽化対策に関する安定的な執行体制の確保
- 2) 業務効率化の推進：契約事務手続きの削減
民間事業者のノウハウ等の活用や事業者間連携による事業の効率化
- 3) 対応力の向上：事故・要望・苦情等への対応の更なる迅速化
民間事業者の市内特性の理解促進による対応力の向上
- 4) 技術力の向上：履行監視業務や技術提案等を通じた職員の総合的な技術力の向上
- 5) 地元企業の育成：大手事業者から地元事業者への技術移転の促進
- 6) 履行時期の平準化：民間事業者の裁量により、年間を通じた業務履行時期の平準化

4 武蔵野市長期包括契約方式（案）の概要

(1)対象施設

管路施設（管きよ、マンホール、公共ます、取付管、吐口、雨水貯留浸透施設等）

(2)対象業務

現状の下水道課業務のうち、赤枠内を長期包括契約方式の対象とする。

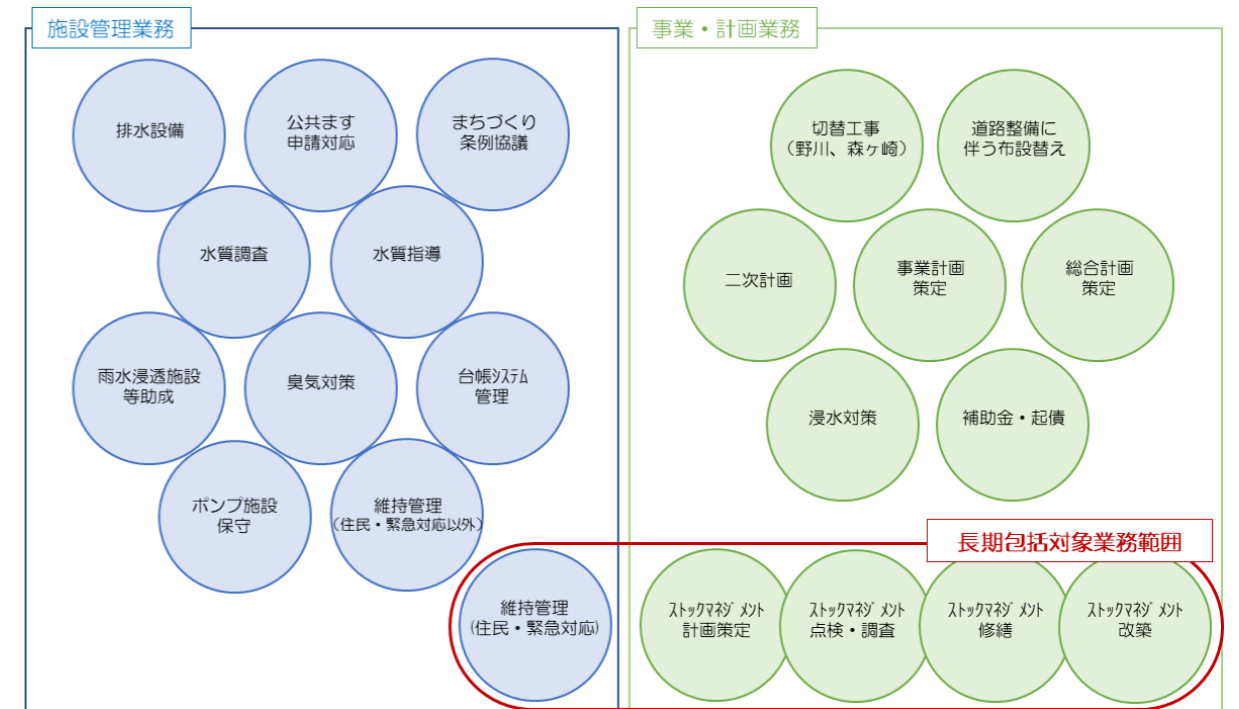


図3 現状の下水道課業務（公営企業会計の事務系職員の業務を除く）

(3)契約期間

令和6年4月1日～令和10年3月31日（4年間）

(4)想定契約先

共同企業体（コンサルタント、地元事業者等）

共同企業体
コンサルタント
地元事業者（清掃）
地元事業者（工事）等

(5)概算事業費

（想定）約13億円/4年間 ※令和4年度に事業費を精査

(6)位置づけ

令和6年度からの実施を試行的導入と位置づけ、契約期間の4年間のなかで、長期包括契約方式の導入効果の検証を行い、令和10年度以降の本方式の本格導入の可否を決定する。

5 今後の予定

- 令和4年度 事業費及び発注仕様の精査、発注図書等作成、民間事業者へのサウンディング調査
- 令和5年度 債務負担行為の設定、事業者選定、導入準備作業
- 令和6年度 長期包括契約方式の導入開始（試行）